

笛吹市における軽度者への福祉用具の取扱い

令和3年3月

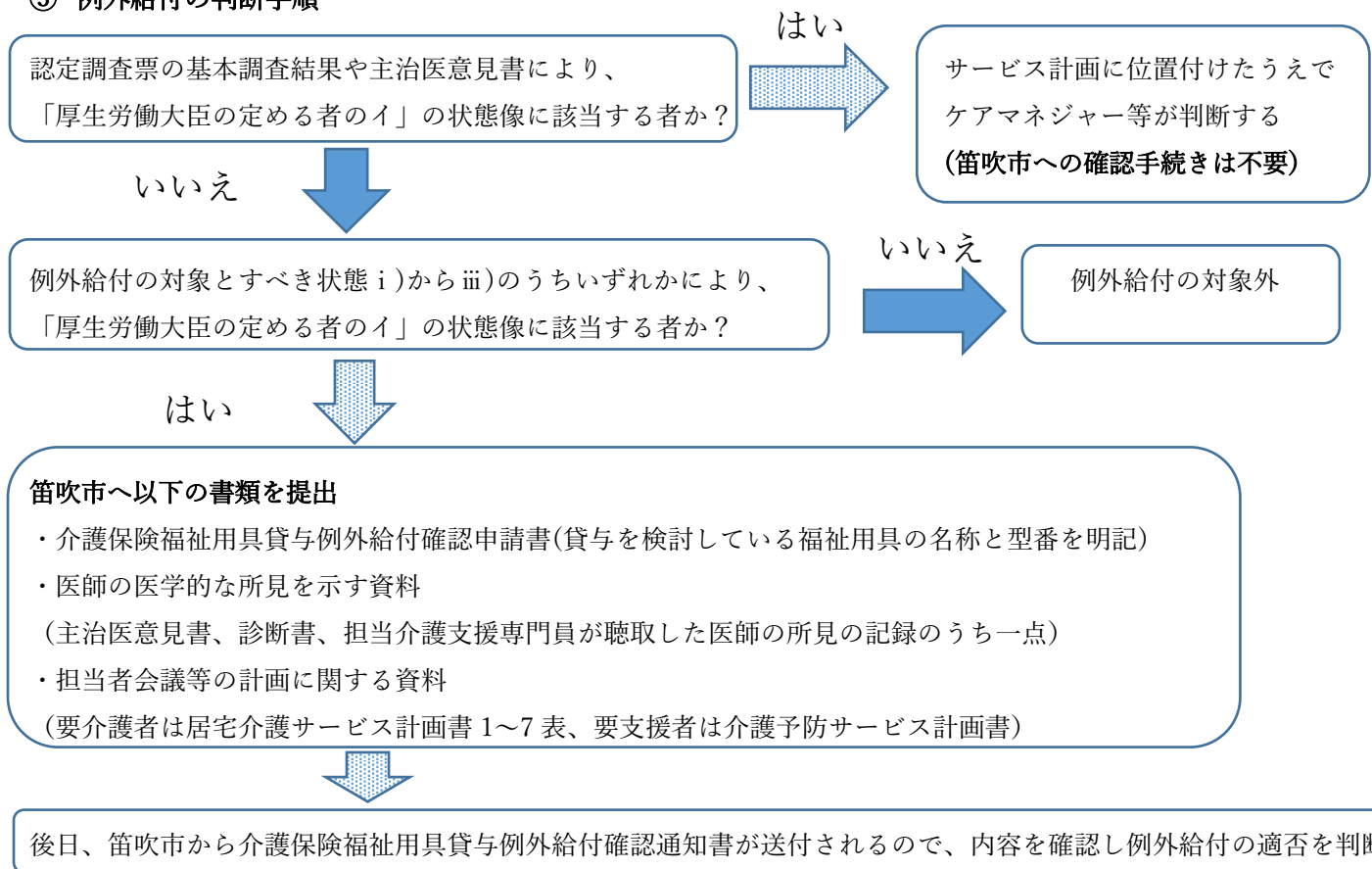
① 概要

軽度者（要支援1・2、要介護1の者）に対する車いすや特殊寝台など一部の福祉用具の貸与は、保険給付の対象外とされています。ただし、軽度者であっても、厚生労働大臣が定める状態像に該当する者の場合は保険給付の対象となります。

② 例外給付対象品目

- ・車いす及び車いす付属品
 - ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
 - ・床ずれ防止用具及び体位変換器
 - ・認知症老人徘徊感知機器
 - ・移動用リフト(つり具の部分を除く)
 - ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)
- ※自動排泄処理装置については要介護2・3の場合も含む

③ 例外給付の判断手順



※保険給付が可能な日は、介護保険福祉用具貸与例外給付確認申請書を提出した月の一日から要介護認定または要支援認定の有効期間の終了日までです。継続の必要がある場合は、サービス計画を見直したうえ、再度申請が必要です。

④ 車いす及び車いす付属品、移動用リフトを例外給付する場合の例外規定

「厚生労働大臣の定める者のイ」のうち、ア(2)、オ(3)に該当する者(裏面参照)については、主治医から得た情報及び福祉用具専門員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断します。(笛吹市への確認手続きは不要)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3.できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	「④車いす及び車いす付属品、移動用リフトを例外給付する場合の例外規定」を参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に起きあがりが困難な者	基本調査 1-4 「3.できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び 体位変換機器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または基本調査 3-2～7 のいずれか「2.できない」または 基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(2)移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3.できない」
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3.一部介助」または「4.全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	「④車いす及び車いす付属品、移動用リフトを例外給付する場合の例外規定」を参照
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(1)排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4.全介助」
	(2)移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4.全介助」

⑤ 例外給付の対象とすべき状態 i) ～iii)

i) ～iii) のいずれかに該当する旨が意思の医学的な所見に基づき判断されていること

i) 疾病等により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態(※)に該当する者
(例：パーキンソン病の治療薬による ON/OFF 現象)

ii) 疾病等により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める状態(※)に該当することが確実に見込まれる者
(例：がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病等により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める状態(※)に該当すると判断できる者

(例：喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

※ 告示で定める状態とは「厚生労働省大臣が定める者のイ」の状態像を指します。

※ 括弧内の状態はあくまで症状の一例ですので、個々の事例で判断します。